

虐待防止のためのマニュアル

訪問看護ステーションえいこう

1.虐待防止に関する基本的な考え方

当事務所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、「高齢者虐待防止法」や「障害者虐待防止法」の理念に基づき、利用者への尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に利用者虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応を徹底するための指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務に当たる事とする。

2.虐待の定義

虐待とは、利用者に対する 利用者の周囲に存在する者（医療関係職員、学校関係者、家族、親族など）による次のいずれかに該当する行為をいう。

1)身体的虐待

利用者の身体に外相が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。または正当な理由もなく身体を拘束すること。

- 例)
- | | | |
|----------|-----------------|------------|
| ・蹴る | ・食べられないものを食べさせる | ・食事を与えない |
| ・殴る | ・戸外に締め出す | ・煙草を押し付ける |
| ・熱湯を飲ませる | ・部屋に閉じ込める | ・紐などで縛る など |

2) 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

- 例)
- | | |
|-------------------|---------------|
| ・自己決定と言って放置する | ・病気の看護を怠る |
| ・失禁していても衣類を取り替えない | ・話しかけられても無視する |
| ・栄養不良のまま放置 | ・拒否的態度を示す |

3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、脅しや侮辱等の言葉、または著しく拒絶的な対応や威圧的態度・無視・嫌がらせ等によって利用者 に心的外傷を与える言動を行うこと。

- 例)
- | | |
|-------------------------------|----|
| ・言葉による脅迫：「そんなことすると外出させない」 | など |
| ・心を傷つけることを繰り返す：「何度言えばわかるの」 | など |
| ・成人の利用者を子ども扱いする | |
| ・馬鹿にする | |
| ・無視する | |
| ・他者と差別的な対応をする | |
| ・面前 DV（夫婦あるいは養育者間の暴力を子どもに見せる） | など |

4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をする事、または利用者にわいせつな行為をさせること。

- 例) ・性交 ・性的雑誌やDVDを観るように強いる
・性的暴力 ・裸の写真や映像を撮る
・性的行為の強要 など

5) 経済的虐待

利用者の同意なしに財産や金銭を使用する、または利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- 例) ・利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分

3.虐待防止委員会に関する事項

1) 当施設では、虐待防止に努める観点から、行動制限評価委員会（認知症ケア委員会）と一体的に開催し、虐待防止委員会（以下委員会）を設置します。なお、本委員会の運営責任者は当院の診療部長とし、各病棟看護師・看護補助委員。訪問看護ステーション担当者、薬局長（診療部代表）が参加する。

2) 本委員会は、虐待の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合に確実に再発防止するための対策を検討することを目的とする。

3) 虐待防止委員会の議題は、次のような内容について協議するものとする。

(1) 提供する看護サービスの点検及び虐待に繋がりにくい不適切なケアの改善による、看護の質を高めるための取り組みに関すること。

(2) 虐待防止のための指針、マニュアル整備に関すること。

(3) 虐待防止のための職員研修の内容について

(4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備について

(5) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

(6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

(7) 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

※行動制限の事例があった場合は、行動制限マニュアルに準じる。

4.虐待防止等の為の職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止のための研修内容は、基本的内容等の適切な知識の普及・啓発する者であるとともに、本方針に基づき虐待防止を徹底する。

(2) 実施は年1回行うこと。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

(3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

具体的な内容

- ・虐待防止法の基本的な考え方の理解
- ・権利擁護事業及び成年後見人制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策

5.虐待等が発生した場合の対応方法について

職員は、家庭内における利用者虐待は外部から把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。またサービス提供先において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、看護部長に報告、委

員会を開催し、市町村へ報告するとともに、緊急性の高い事案の場合には被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6.虐待が発生した場合の相談・報告体制について

(1) 虐待対応担当者（以下「担当者」という）は、虐待防止に関する措置について適切な実施及び進捗等の管理を行うこととし、ステーション管理者があたるものとする。

(2) 担当者への報告

虐待の報告を受けた職員は速やかに担当者に報告する。

(3) 事実確認

虐待について相談及び報告があった場合には、担当者は事実確認を行う。これら確認の経緯は時系列で整理し、適切に記録する。

(4) 事情聴取

担当者は関係者からの聞き取り、記録等の調査を行う。

(5) 発生後の市への報告

事実確認を行った内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、委員会において検証し、職員に通知する。虐待等の発生後、その再発の危険性が取り除かれ再発が想定されない場合であっても、事実確認の再発防止策を併せて市へ報告する。

※職員からの虐待が疑われる場合

高齢者虐待防止法では、事業所の職員が、自事業所の職員から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、また相談を受けた場合、速やかに市町村に通報しなければならない。虐待の疑いを市町村に通報した職員を、通報したことを理由として解雇などを行ってはいけない。

7.成年後見制度の利用促進に関すること

成年後見制度の利用の相談があった場合、又はその必要性があると判断した場合は、利用可能な制度について説明し、その求めに応じ適切な相談窓口を案内するなどの支援を行う。

8.虐待等に係る苦情解決方法に関すること

(1) 寄せられた相談内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように細心の注意を払う。

(2) 虐待等の発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。

(3) 虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても、秘密漏洩や守秘義務違反にとらわれることはない。

9.指針の閲覧「虐待防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

問い合わせ・相談

障害者の虐待マニュアル

1. 対象となる障害者とは

身体的障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。障害者手帳の所持は関係なく、18歳未満の人も含まれます。

2. 障害者虐待の種類

1) 擁護者からの虐待

障害者の生活を世話している家族、親族、同居人などによる虐待

2) 障害者施設従事者からの虐待

障害者福祉施設、障害者サービスなどの事業所の従業員による虐待

3) 労働現場での事業主・従業員からの虐待

障害者を雇用する事業主や、障害者のいる職場での他の従業員などによる虐待

3. 障害者虐待の具体的な例

1) 身体的虐待・・・障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由もなく身動きが取れない状態にすること。

殴る、蹴る、つねる、やけど・打撲をさせる。しぼりつける、不要な薬を飲ませる、閉じ込める
閉め出すなど

<サイン>

- ・身体に傷やあざ、火傷の跡がしばしばある ・急におびえたり、怖がったりする
- ・傷やあざなどの説明が変化する など

2) 性的虐待・・・障害者に無理やり（また同意と見せかけて）わいせつなことをしたりさせたりすること。

性交、性器への接触、裸にする、キスをする、障害者にわいせつな話をする、映像を見せるなど

<サイン>

- ・肛門や性器などに出血や傷がみられる ・人目を避け、部屋に一人でいたがる
- ・人に相談することをためらう など

3) 心理的虐待・・・障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛をあたえること。

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、わざと無視するなど

<サイン>

- ・おびえる、泣く、叫ぶなどのパニックを起こす。 ・攻撃的な態度がみられる
- ・自分で自分を傷つける行為をする など

4) 放棄・放任（ネグレクト）・・・食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助を殆どせず、障害者の心身を衰弱させること。

十分な食事を与えない、不潔な住環境で生活させる、必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

<サイン>

- ・体から異臭がするなど衛生状態が悪い ・ひどく空腹を訴え、栄養失調が疑われる
- ・学校や職場に出てこない など

5) 経済的虐待・・・本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由もな

く金銭を与えないこと。

年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う、日常生活に必要な金銭を与えないなど

<サイン>

- ・お金を使っている様子が見られない
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない
- ・生活費などの支払いができていないなど

4. 障害者虐待を見つけた場合は、通報や届け出が必要

- ・通報や届け出を行った人を特定する情報は慎重に取り扱わなくてはならない。
- ・県・市町の職員等には守秘義務が課せられている
- ・通報者が施設などの職員の場合、通報を理由に解雇などの不利益な処分は禁じる
- ・匿名による通報も受け付けること

通報先) 三豊市障害者虐待防止センター

香川県障害者権利擁護センター (087-867-2696)

10.虐待防止対策フロー（虐待兆候発見時のフロー）

